

氷見市がん患者補正具購入費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市がん患者補正具購入費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、生活の質の向上及び就労支援や社会参加を促進するため、がん治療による外見の変化を補うためのウィッグ又は乳房補正具（以下「補正具」という。）の購入費用に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日において、市内に住所を有していること。
- (2) 本人及び同一世帯家族に市税の滞納がないこと。
- (3) がんと診断され、がん治療を受けた者又は現に受けている者であること。
- (4) がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補正具を購入していること。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる補正具の購入に係る費用（当該購入にかかる消費税及び地方消費税を含む。）とし、本体価格に含まれない付属品やケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）の購入に要した経費、交通費及び郵送費等は対象外とする。

区分	要件
ウィッグ等	がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用する全頭用ウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含む。）、部分用ウィッグ及び毛付き帽子
乳房補正具	手術による乳房の変化に対応するための補正下着、補正パッド及び人工乳房（乳房再建術によって体内に埋め込まれたものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により補正具の購入費用の助成を受けている場合にあっては、当該助成を受けた部分については、この要綱による助成の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の補正具の区分ごとに、助成対象経費の額に応じて算定するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補正具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、氷見市がん患者補正具購入費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴い脱毛又は乳房を切除したことを証明する書類（化学療法又は手術に関する説明書、診断書、治療方針計画書等）
- (2) 補正具の購入に係る領収書（購入者の氏名、購入日、購入金額及び商品がわかるもの）

2 前項の規定による申請は、対象者1人につき、別表に掲げる補正具の区分ごとに年度あたり1回に

限り行うことができるものとする。

- 3 対象者が未成年の場合は、その保護者が当該対象者に代わり第1項の規定による申請を行うものとする。この場合において、申請者は、第3条第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の要件を満たしていると認めるときは、氷見市がん患者補正具購入費用助成金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知し、要件を満たしていないと認めるときは、氷見市がん患者補正具購入費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、却下理由を付して当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者からすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により助成金を返還させるときは、その者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に購入した補正具について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和6年9月30日の間に交付決定を受けた者についても適用する。
- 3 令和6年4月1日から令和6年9月30日の間に当該助成金の交付決定を受けた者で、交付決定を受けた助成金の額と、別表に基づき算定した助成金の額との差額を申請しようとする者は、令和7年3月31日までに別に定める様式で市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請は第6条第2項にいう1回に含めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補正具の区分	助成対象経費の額	助成金の額
ウィッグ等	40,000 円未満	次の（１）と（２）の合計額とする。 （１）購入費用の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額） （２）（１）の額に2分の1を乗じて得た額
	40,000 円～59,999 円	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）に10,000 円を加算した額
	60,000 円以上	40,000 円
乳房補正具 （左側）	20,000 円未満	次の（１）と（２）の合計額とする。 （１）購入費用の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額） （２）（１）の額に2分の1を乗じて得た額
	20,000 円～39,999 円	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）に5,000 円を加算した額
	40,000 円以上	25,000 円
乳房補正具 （右側）	20,000 円未満	次の（１）と（２）の合計額とする。 （１）購入費用の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額） （２）（１）の額に2分の1を乗じて得た額
	20,000 円～39,999 円	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）に5,000 円を加算した額
	40,000 円以上	25,000 円